

○やまと広域環境衛生事務組合会計管理者の補助組織等に関する規則

(平成23年3月1日規則第4号)

(組織の設置等)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、出納員及びその他必要な職員を置く。

2 前項の出納員その他必要な職員は、管理者の属する市町の出納員及び出納員の属する室課の所属職員をもって充てる。

(事務の専決)

第2条 出納員は、会計管理者の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例な事項については、この限りでない。

(1) 定例的な報酬、賃金、需用費のうち光熱水費及び役務費のうち通信運搬費の支出

(2) 前号以外の1件10万円以下の支出負担行為の確認及び支出

(3) 資金前渡及び概算払の精算

(4) 戻入命令書の確認及び戻入

(5) 戻出命令書の確認及び戻出

(6) 歳入歳出外現金の収入の確認及び支出

(分掌事務)

第3条 出納員は、会計管理者の権限に属する事務の全部を処理するほか、管理者の権限に属する次に掲げる事務を処理する。

(1) 歳入歳出決算を監査委員の審査に付すること。

(2) 金融機関の指定及び指定金融機関との指定契約に関すること。

(3) 他の地方公共団体から委託された現金の出納及び保管に関すること。

(4) その他会計事務に関すること。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。